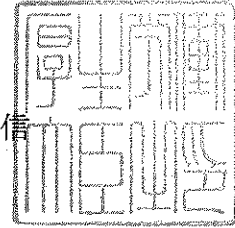


厚生労働省発生食 0514 第 3 号
令和 2 年 5 月 14 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



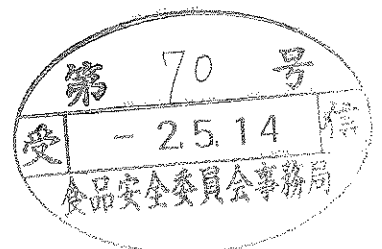
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）別表の一を改正し、同表に規定する疾病の名称の変更を行うこと。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 19 条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）別表第 10 を改正し、同表に規定する疾病の名称の変更を行うこと。



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（疾病の名称の変更）（概要）

令和 2 年 5 月
厚生労働省
医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1 趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）別表（以下「別表」という。）の一及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 19 条に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）別表第 10（以下「別表第 10」という。）に規定する疾病については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）で規定する伝染性疾病を規定しているところ。

今般、家畜伝染病予防法の伝染性疾病の名称が変更されることに伴い、別表及び別表第 10 に規定する疾病の名称を同様に改正する必要がある。なお、本改正に伴い、疾病の範囲は変更されない。

2 今後の予定

食品安全委員会の回答を受けた上で、乳等省令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の改正に係る所要の手続きを進めることとする。

参照条文

○ 食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号) (抄)

(食品健康影響評価の実施)

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(委員会の意見の聴取)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第十八条第一項(同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二～九 (略)

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十一条、第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十一～十四 (略)

2・3 (略)

○ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) (抄)

第九条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。)の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。)の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常

三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

2 (略)

○ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号) (抄)

第三条 乳等に関し、法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合、法第十一条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準、法第十三条第二項(同条第四項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準については、別表に定めるところによる。

別表

一 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合

次に掲げる疾病にかかつておらず、及びその疑いがなく、並びに次に掲げる異常がない場合

牛疫、牛肺疫、炭疽、気腫疽、口蹄疫、狂犬病、流行性脳炎、Q熱、出血性敗血症、悪性水腫、レプトスピラ症、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、白血病、リステリア症、トキソプラズマ病、サルモネラ症、結核病、ブルセラ病、流行性感冒、痘病、黄疸、放線菌病、胃腸炎、乳房炎、破傷風、敗血症、膿毒症、尿毒症、中毒諸症、腐敗性子宮炎及び熱性諸病

二・三 (略)

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号) (抄)

第十九条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成 2 年厚生省令第 40 号) (抄)

第三十三条 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)に係る法第十九条に規定する措置は、次のとおりとする。

一 生体検査の結果に基づく措置

イ 別表第十に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄又は食用に供することができないようにする措置(以下「廃棄等の措置」という。)

ロ・ハ (略)

二～四 (略)

2 (略)

別表第十(第三十三条関係)

家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症、鳥インフルエンザ、低病原性ニューカッスル病、鶏痘、マレック病、伝染性気管支炎、伝染性喉こう頭気管炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏白血病、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ(全身症状を呈しているものに限る。)、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ病を除く原虫病(全身にまん延しているものに限る。)、トキソプラズマ病、寄生虫病(全身にまん延しているものに限る。)、変性(全身性のものに限る。)、尿酸塩沈着症(全身症状を呈しているものに限る。)、水腫(高度のものに限る。)、腹水症、出血(全身性のものに限る。)、炎症(全身性のものに限る。)、萎縮(全身性のものに限る。)、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍(肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものを除く。)、異常体温(著しい高熱(摂氏四十三度以上)又は低熱(摂氏四十度未満)を呈しているものに限る。)、日射病又は熱射病によるものを除く。)、黄疸、外傷(全身性のものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削瘦及び発育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚全身が汚染されたものに限る。)、放血不良、湯漬過度(湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)